平成２８年（フ）第８８８号
横浜市南区六ツ川３丁目89番地５の606
破産者　ＢｌｕｅＳｈｅｌｌ有限会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４３号
横浜市中区本町１－７東ビル303
破産者　株式会社オフィスｅモーションズ
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９６号
横浜市中区富士見町１丁目１番地富士見町ビルヂング４Ｆ
破産者　有限会社ヨコハマトーイング
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
津市垂水2990番地25　レオパレスグリーンヒル104、前住所三重県松阪市大黒田町843番地２
破産者　長岡　輝之
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２２７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷12669番地
破産者　拓明建設株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９６号
神奈川県小田原市酒匂２丁目15番19号
破産者　ニッキ有限会社
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１５０号
北海道帯広市東４条南５丁目20番地
破産者　株式会社えいめい
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
埼玉県所沢市弥生町1755番地の93
破産者　株式会社ヴァンテアンサガエ
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
栃木県大田原市浅香４丁目3744番地７　ライジング・サンＥ棟203号、前住所栃木県大田原市美原３丁目3321番地15　ケイズリンクＤ202
破産者　矢部　孝之
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１０号
栃木県大田原市浅香２丁目3574番地219　コスモス浅香101号
破産者　小野　杏理
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２４号
栃木県那須郡那須町大字高久乙23番地95
破産者　株式会社ファイブカラーコーポレーション
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第４号
千葉県旭市江ケ崎1493番地２　新川ハイツ２
破産者　進士　博一
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
千葉県香取郡多古町多古2746番地１
破産者　小倉　三代（旧姓風穴）
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９９４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番35号　幹線東ビル403号
破産者　株式会社双建設計事務所
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２２号
大阪府東大阪市横枕南２番12号　ウェルサイド新日本　101号
破産者　濵屋　大地
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６４号
大阪府摂津市千里丘東２丁目15番33―302号、前住所大阪府守口市八雲東町２丁目78番38―610号
破産者　大浦　伸夫
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９号
大阪市中央区高津１丁目９番10号サムティインテリジェンスビル503号室
破産者　株式会社Ｗｏｒｌｄ　Ｐｅａｃｅ
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８号
大阪市中央区北久宝寺町３丁目４番12号
破産者　株式会社ロリアンミル
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２号
大阪市福島区海老江２丁目３番４号　ＮＥＳＴ95（203号）
破産者　有限会社アビフーズ
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３号
大阪市西区立売堀２丁目１番11号
破産者　株式会社モードハウエル
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１号
大阪市鶴見区緑３丁目２番13号
破産者　株式会社大和
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部